

文化創造自主事業補助金交付要領

1 趣旨

大村市文化基金を活用するため、大村市社会教育振興費補助金交付要綱第2条第1号に該当する文化活動振興事業のうち、その他文化振興事業に係る、市民が行う地域文化の創造に資する自主事業の支援を行うことを目的とする。

2 補助の対象事業

補助の対象は、市民で構成する文化団体が主催するもので、営利目的ではないものとする。
なお、他の補助金等の交付を受けた事業は対象としない。

(1) 市民の芸術文化活動の発展に寄与すると認められる音楽、美術、講演、舞台などで、広く一般市民に公開される事業で以下の要件に該当するものとする。

- ① 参加者又は観客が、会員など内部の者だけでなく、一般に募集されたもの
- ② 国、県、市又は公的文化団体の推薦、後援等を受けているもの

(2) 大村の文化振興に寄与すると認められる調査研究及び出版などで、広く一般市民に募集、頒布される事業

- ① 調査のみではなく、その成果が市民に公開・還元されるもの
- ② 県、市又は公的文化団体の推薦、後援を受けているもの

(3) その他、市長が文化振興のために特に必要と認める事業

※ 同一事業に対しては3回を限度とする

3 対象事業の実施期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日までの間に、事業の実施、実績報告が行われる事業。

4 補助金支給基準

事業費のうち補助対象となるのは、(公演料、講師謝金、講師旅費、打合せのための旅費、施設使用料、ポスター、チラシ、書籍印刷費などの)合計額の1/2以内で、1団体への補助限度額を原則100,000円とする。ただし、予算の限度内とする。

5 申請

補助金の交付を受けようとする者は、大村市社会教育振興費補助金交付要綱に掲げる書類を市長に提出をしなければならない。

(1) 必要書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ その他、団体の概要、事業の内容が分かる資料

(2) 提出期限 令和7年7月31日（木）

6 補助金の交付決定

補助金の交付は、大村市文化基金益金配分委員会に諮り、市長が決定する。

7 実績報告

事業を完了したときは、実績報告書を事業完了の日から20日以内又は、令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

8 その他

その他交付の条件、実績報告及び補助金の支払は、大村市社会教育振興費補助金交付要綱及び大村市文化基金益金配分委員会規程に準じる。